

台風に対する非常措置について（保存版）

京都府南部（京都・亀岡）に『暴風警報』が発令された場合は、下記のような措置を取らせていただきますのでご理解の上、ご協力をお願いいたします。

記

★登校前に『京都府南部（京都・亀岡）』に『暴風警報』が発令された場合

1. 『暴風警報』が解除されるまでは、登校を見合わせ自宅待機させてください。
2. 『暴風警報』が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・ 午前7時までに解除になった場合……平常授業
 - ・ 午前9時までに解除になった場合……3校時（10：50）から授業
[10時15分に集合場所に集まり、集団登校をします。]
 - ・ 午前11時までに解除になった場合……5校時（1：50）から授業
（給食は中止します。1時10分に集合場所に集まり、集団登校をします。）
 - ・ 午前11時現在、警報発令中の場合……臨時休業

その他の『警報』（大雨・洪水）が発令されても、臨時休業はいたしません。

★登校後（在校中）に『暴風警報』が発令された場合

4月に提出していただいた「緊急災害時における下校の方法」にしたがって下校させます。下校の方法をお子達にも知らせておいてください。

以上、お子達にもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。